

各務原市新特別支援学校什器備品購入事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名 各務原市新特別支援学校什器備品購入事業

(2) 事業内容

小学部から高等部の児童生徒が通える新しい特別支援学校を令和7年4月に開校するため、知的障がい、肢体不自由、病弱の児童生徒の実態に合わせた机や椅子等の選定および納入、教職員の働き方改革に配慮した職員室のレイアウトの提案及び什器類の選定および納入、搬入・設置のスケジュール管理などを行う。

(3) 履行期限 令和7年3月7日まで

(4) 事業費の上限額 99,777千円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 新特別支援学校整備事業について

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008113/1008114/index.html>

2. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。（提案書提出時を期限とする）

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3. 提案内容

(1) 教育環境に適した什器備品の選定および納入後の運用に対する考え方（安全性、メンテナンス性、将来の使い方の変化への対応、SDGSへの配慮等）

(2) 職員室の什器備品の選定およびレイアウト（教職員の働き方改革に配慮するとともに、壁面には可能な限り書類等が収納できる棚やキャビネット等を設置すること）

(3) 実習室兼多目的室の喫茶テーブルおよび椅子の選定およびレイアウト（生徒が授業の一環として喫茶店営業を行い、地域住民との交流の場とするにふさわしいものであること。また、各製品にはぎふ証明材等を使用すること。）

【参考】岐阜証明材推進制度（ぎふ証明材）・ぎふ性能表示材推進制度（ぎふ性能表示材）について（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13587.html>）

(4) 搬入までの業務全体を統括した管理体制

4. 提出書類

(1) 公募型プロポーザル方式参加表明書(様式1)

(2) 本業務に関する見積書及び内訳書

内訳書は以下の2部に分けて作成し、それぞれに設置・搬入費用、消費税及び地方消費税を見込むこと。

① 実習室兼多目的室の喫茶テーブルおよび椅子

② その他の什器備品等すべて(レイアウト作成費用や管理費用などの諸費用を含む)

(3) 業務実績(別紙)

(4) 提案書

様式は任意とするが、A4縦長横書き左綴じとし、片面8ページまでとすること。(表紙や目次はページ数に含まない。A3用紙の利用も可とするが、A3用紙については1ページにつきA4用紙2ページ分としてカウントすること)

(5) 提出部数

上記(1)～(3)は1部、(4)は10部

5. 提出場所・方法・期限

(1) 提出場所

各務原市産業文化センター7F 教育委員会事務局教育施設整備推進室

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限(必着)

「4. 提出書類(1)」… 令和6年4月9日(火)16時まで(持参・郵送とも)

「4. 提出書類(2)～(4)」… 令和6年5月7日(火)16時まで(持参・郵送とも)

6. 本実施要領に対する質問及び回答

(1) 質問期限及び方法

令和6年3月29日(金)16時までにEメールにて提出

(2) 回答及び方法

令和6年4月4日(木)を目途に市ホームページに掲載

7. 評価及び選定結果について

(1) 評価について

評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。

(2) 選定について

評価委員会の委員が、提案書等の内容及びプレゼンテーションを踏まえ、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、評価委員全員の合計点がこれに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①開催日時：令和6年5月16日（木）（詳細は参加意思表明書提出者に別途通知）

②会場：各務原市産業文化センター8階第2特別会議室
（受付及び控室は8階第1特別会議室）

③時間：1提案者につき30分以内（発表20分以内＋質疑10分以内）

④出席人数：1提案者につき3名まで（PCオペレーターを含む）

⑤留意事項：プレゼンテーションは提出した提案書等に基づき行うこと。

当日の追加資料の配布は認めない。

また、プレゼンテーション及び質疑応答は、契約後の業務において発注者との窓口として配置を予定している、主担当となる者が行うこと（原則1名）。

なお、プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど市の所有する備品を用意する。この備品の使用を希望する場合は、参加意思表明書に備品使用希望の旨を記載すること。

（4）選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

8. 日程

令和6年3月29日（金）16時	：	質問書提出期限
令和6年4月4日（木）頃	：	質問に対する回答
令和6年4月9日（火）16時	：	参加意思表明書提出期限
令和6年5月7日（火）16時	：	提案書等提出期限
令和6年5月16日（木）	：	プレゼンテーション・評価委員会
令和6年5月 末頃	：	結果の通知
令和6年7月 上旬	：	契約締結予定日

9. 契約事項

（1）契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については1の（4）で示した上限額を超えることはない。

（2）「10. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。

（3）契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

10. 資格喪失

（1）提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

（2）本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。

（3）「9. 契約事項（1）」で行う協議が整わなかったとき。

11. その他

（1）提案に要する費用については、提案者の負担とする。

（2）提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定す

る非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

(3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

1.2. 担当連絡先

各務原市役所教育委員会事務局教育施設整備推進室 担当：岩井・和田・中島

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

TEL : 058-383-7302

Email : kyseibi@city.kakamigahara.gifu.jp